



平成30年11月20日

各位

会社名 長谷川香料株式会社
代表者名 取締役社長 海野 隆雄
(コード番号 4958 東証第1部)
問合せ先 取締役兼常務執行役員 中村 稔
(TEL. 03 - 3241 - 1151)

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、平成30年11月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しておりますが、その具体的な取得方法及び内容について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日(平成30年11月20日)の終値1,565円で、平成30年11月21日午前8時45分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行います(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)

当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

2. 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,000,000株
(3) 取得結果の公表	平成30年11月21日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表いたします。

- (注) 1 当該株式数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。
- 2 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行います。
- 3 当社は、平成30年11月19日付で公表した「株式の売出しに関するお知らせ」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにおける売出人である株式会社長谷川藤太郎商店より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向を有している旨の連絡を受けております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(ご参考) 自己株式の取得に関する決議内容 (平成 30 年 11 月 19 日公表分)

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,000,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 2.35%)
(3) 株式の取得価額の総額	2,500,000,000 円 (上限)
(4) 取得期間	平成 30 年 11 月 21 日 (水) から平成 30 年 11 月 22 日 (木) まで
(5) 取得方法	株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け
(6) その他	必要な一切の事項の決定は、取締役社長 海野隆雄に一任する。
(7) 進捗状況	(平成 30 年 11 月 20 日現在) ・取得した株式の総数 0 株 ・取得価額の総額 0 円

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。